

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 6階大会議室

○議事日程

令和3年2月8日（月曜日）午前10時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
- (7) 議案第6号 農地改良許可申請の承認について

○出席委員（17名）

1番 安田 美雄 君	2番 臼田 正嗣 君	3番 山田 彰 君
4番 井上 正隆 君	5番 野田 卓志 君	6番 伊藤 均 君
8番 玉田 和久 君	9番 山田 タツエ 君	10番 八代 治郎 君
11番 足立 昌人 君	12番 青山 雅紀 君	13番 永田 千春 君
14番 西田 耕三 君	15番 西部 徹 君	16番 長尾 始 君
17番 野村 茂 君	18番 日置 香 君	19番 田下 喜代 君

○欠席委員（1名）

7番 吉田 和子 君

○委員以外の出席者

農業委員会事務局長	長屋 隆司 君	農業委員会事務局課長補佐	小石 隆之 君
農業委員会事務局係長	小森 康司 君	洞戸事務所主任主査	李 浩基 君

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（小石隆之君）定刻となりましたので、農業委員会を始めさせていただきます。
○事務局課長補佐（小石隆之君）本日の欠席委員のご報告をさせていただきます。7番 吉田委員が欠席でございます。

○議長（野村茂君）ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。会議規則第8条の規定により、委員の過半数以上の出席により、総会は成立しています。

○議長（野村茂君）次に、議事録署名委員の指名を行います。15番 西部委員、16番 長尾委員の二人をお願いします。

○議長（野村茂君）これより議案の審議に入ります。

○議長（野村茂君）議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。議案は1ページからになります。

1番の案件 位置図は1ページになります。申請地は長良川鉄道 関富岡駅の東210mほどに位置する農振農用地区域外の田、436㎡。申請の目的は所有権移転です。譲受人は申請地の隣接地に畑を所有しており、農業経営の効率化を図るため申請地を譲り受けると言うもの。譲渡人は、譲受人の要望により、譲渡すと言うものです。

2番の案件 位置図は2ページになります。申請地は野田集会場の北西530mほどに位置する農振農用地区域内の田、2筆1,863㎡。申請の目的は所有権移転です。譲受人は農業経営安定のため、申請地を譲り受けたいと言うもの。譲渡人は多忙であり、農地の維持管理が困難になっていたところ、申請地を買い受けたいとの申し出を受け、譲り渡すと言うものです。

3番の案件 位置図は3ページになります。申請地は柳瀬集会所の北120mほどに位置する農振農用地区域内の田、449㎡。柳瀬集会所の北西110mほどに位置する農振農用地区域外の畑、198㎡。2筆、合計647㎡。申請の目的は所有権移転です。譲受人は、農業規模拡大のため、申請地を譲り受けたいと言うもの。譲渡人は農業経営縮小のため、譲り渡すと言うものです。

4番の案件 議案は2ページ、位置図は4ページからになります。申請地は武儀生涯学習センターの南260m、そこから更に200mほどに位置する農振農用地区域内の田、2筆。合計801㎡。申請の目的は所有権移転です。譲受人は農業経営の拡大・充実を計画しており、贈与をしてもらうと言うもの。譲渡人は体力の減退から、耕作が十分にできないため、譲渡すと言うものです。
○事務局課長補佐（小石隆之君）すべての案件について1月13日、1月14日に現地を確認した結果、農地性ありと確認しています。

以上、所有権移転に関するもの4件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。3条につきましては先般もお願いしましたとおり、譲り受けられる方が農業経営をされる状況に問題があるかどうかと言うことで、担当委員さんに伺います。安田委員さん、臼田委員さん、西部委員さんご意見がありましたらお願いします。

○議長（野村茂君）安田委員。

○1番（安田美雄君）1番の案件ですが、両方とも効率化を図るとありますけれども、譲受人の方は効率化かもしれませんが、譲渡人は効率化の為に手放すと言う事が気になるのですが、その辺りはどうでしょうか。

○事務局課長補佐（小石隆之君）今の理由のことでございますが、譲受人の方は農地台帳を見ますと、自分の住んで見える近隣に畑や田んぼを持ってみえて、買われる畑についても割と近い所であると。状況的にも草ぼうぼうの所ではなく、ある程度、農地の管理をして見えます。譲渡人につきましては、先ほど説明がおかしかったかもしれませんが、譲受人の方の土地の隣の土地が申請地となっております。譲渡人の方がたまたま隣に畑があるので買ってほしいと言う申し出があって、譲受人の方が隣に畑があるので譲り受けましょうと言うような事で買われたものであります。

○議長（野村茂君）安田委員、よろしいでしょうか。

○1番（安田美雄君）はい。

○議長（野村茂君）それでは、臼田委員、西部委員なにかご意見ございませんか。

○2番（臼田正嗣君）ありません。

○15番（西部徹君）ありません。

○議長（野村茂君）それでは議案第1号について補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

○議長（野村茂君）ないようですので、これより質疑を行います。質疑のある方はございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村茂君）質疑もないようですので、これより採決します。議案1号について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）全員挙手のため、議案第1号の4件を許可することとします。

○議長（野村茂君）続きまして議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

農地法第4条の規定により下記農地の申請があったので、意見を求めます。議案は3ページからになります。

1番の案件 位置図は5ページになります。申請地は下迫間公民館の北西310mほどに位置する田、1,182㎡。農地の区分は農業振興地域内の農地のため、農振農用地です。転用の目的は農地の嵩上げの一時転用です。申請人は稲作より管理がしやすい畑としたいため、農地の嵩上げをしようというものです。一時転用期間は4ヶ月です。

1月13日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。申請地は農振農用地ありますが、一時転用後、農地に復元されることから、転用はやむを得ないものと判断します。

2番の案件 位置図は6ページになります。申請地は下迫間公民館の北西720mほどに位置する田、1,011㎡。農地の区分は農業振興地域内の農地のため、農振農用地です。転用の目的は農地の嵩上げの一時転用です。申請人は稲作より管理がしやすい畑としたいため、農地の嵩上げをしようというものです。一時転用期間は4ヶ月です。

1月13日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。申請地は農振農用地ありますが、一時転用後、農地に復元されることから転用はやむを得ないものと判断します。

3番の案件 位置図は7ページになります。申請地は水ノ輪公園の北290mほどに位置する登記地目、畑。現況地目、宅地。135㎡。農地の区分は住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は共同住宅 駐車場 です。申請人は申請地の東側にアパートを所有しており、入居者の駐車場が不足しているため、駐車場として利用をしたいというものです。

1月14日に現地確認をしたところ、平成13年頃から宅地として利用しており、始末書が添付されています。申請地は、第2種農地ですが、第1種農地の例外規定である、既存施設の2分の1以下の農地転用であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

○事務局課長補佐（小石隆之君）以上、以上、3件について、ご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第2号について補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（挙手なし）

○議長（野村茂君）無いようですので、これより質疑を行います。議案第2号について質疑のある方はございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村茂君）質疑もないようですので、これより採決します。議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）全員挙手のため、議案第2号の3件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することとします。

○議長（野村茂君）続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、 を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

農地法第5条の規定により下記農地の申請がありましたので意見を求めます。議案は4ページからになります。

1番の案件 位置図は8ページになります。申請地は長良川鉄道 関富岡駅の南西200mほど位置する田、725㎡。農地の区分は用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅です。譲受人は現在アパートに住んでいるが、住居が手狭になってきたことから、申請地を買い受け、自己住宅を建築するというもの。譲渡人は耕作が困難なため、譲受人の要望に答えると言うものです。隣地承諾書が添付されています。

1月13日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

2番の案件 議案は4ページから5ページ、位置図は9ページになります。申請地は富岡公民センターの南西160mほどに位置する田、5筆。合計999.29㎡。農地の区分は住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、太陽光発電施設です。譲受人は申請地の付近に高層建物もなく、パネルを設置するのに最適な場所であることから、太陽光発電施設を設置するというもの。譲渡人は高齢であることや多忙であり、農地の適正な管理ができないため、譲り渡すと言うものです。

1月13日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

3番の案件 位置図は10ページになります。申請地は新富津橋の北北西300mほどに位置する田、2,969㎡。農地の区分は農用地区域内の農地のため、農振農用地です。転用の目的は、野菜出荷場です。譲受人は申請地の近接地で農産物の生産販売をしており、現在、仮設作業場で作業を行っているが、環境も悪く、高品質、安全な農産物を提供できる施設を設置したいと言うものです。譲渡人は譲受人の要望に答えると言うものです。

1月13日に現地確認をしたところ、田で地性ありと確認しています。申請地は農振農用地であります。転用目的が関連施設であることから、転用はやむを得ないものと判断します。

4番の案件 位置図は11ページになります。申請地は富野小学校の南東410mほどに位置する畑、232㎡。農地の区分は水道管・下水管が整備された道路の沿道で申請地から500m以内に2つの教育施設があるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅 庭 です。譲受人は申請地の隣地にある住宅を買い取り、申請地を家庭菜園として利用したいと言うもの。譲渡人は、住所が遠く農地として維持管理が困難であることから、譲り渡すと言うものです。隣地承諾書が添付されています。

1月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

5番の案件 議案は6ページ、位置図は12ページになります。申請地は富野小学校の東210mほどに位置する登記地目、田。現況地目、畑。1,061㎡の内966㎡。農地の区分は住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、太陽光発電施設です。賃借人はソーラシステムの販売、設置・施工を主な業務とする会社であり、申請地に太陽光発電施設を設置したいと言うもの。賃貸人は、農地を管理することができなくなり、申請地を貸すと言うものです。隣地承諾書が添付されています。

1月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。申請地は、第2種農地であるため代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

6番の案件 位置図は13ページになります。申請地は赤土坂公民センターの東350mほどに位置する畑、264㎡。農地の区分は用途地域にある農地のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、洋食器等製造販売業 倉庫です。譲受人は市内で製造販売業を営んでいるが、現在の

敷地は事務所や工場があり、敷地が狭く製品を保管する倉庫は建てることができないため、申請地に倉庫を建築したいと言うもの。譲渡人は、譲受人の要望に応えると言うものです。隣地承諾書が添付されています。

1月14日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認をしています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。事変1番と同時許可案件です。

7番の案件 位置図は14ページになります。申請地は長良川鉄道 関下有知駅の北東470mほどに位置する畑、431㎡。農地の区分は概ね500m以内に鉄道の駅があるため、第2種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。使用借人は現在アパートに住んでいるが、手狭になってきたため、戸建ての住宅を建築すると言うもの。使用貸人は孫のために、土地を貸すと言うものです。

1月14日現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認をしています。申請地は第2種農地であるため代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

8番の案件 議案は7ページ、位置図は15ページになります。申請地は武儀生涯学習センターの北260mほどに位置する畑、3筆。合計753㎡。農地の区分は水管、下水道管が整備された道路の沿道で申請地から概ね500m以内に1つの教育施設、1つの医療機関があるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、太陽光発電施設です。譲受人は太陽光発電施設の設置・販売などを行っている会社であり、申請地に太陽光発電施設を設置すると言うもの。譲渡人は農地の維持管理が困難であり、譲受人の要望に応えると言うものです。

1月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

○事務局課長補佐（小石隆之君）以上、所有権移転に関するもの6件、使用貸借権設定に関するもの1件、賃貸借件設定に関するもの1件。合計8件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第3について補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（ 挙手なし ）

○議長（野村茂君）無いようですので、これより質疑を行います。議案第3について質疑のある方はございませんか。

（ 「なし」の声あり ）

○議長（野村茂君）質疑もないようですので、これより採決します。議案第3号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、異議のない方は挙手願います。

（ 全員挙手 ）

○議長（野村茂君）全員挙手のため、議案第3号の8件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することとします。

○議長（野村茂君）次に、議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。議案は8ページになります。

1番の案件 位置図は16ページになります。申請地は赤土坂公民センターの東350mほどに位置する田、414㎡。変更内容は、事業計画者と転用目的の変更です。当初事業計画者は、平成6年2月25日に下請け工場の確保や販路の拡大を図るため、出張所・駐車場として5条許可をとりましたが、景気の低迷により、計画がとん挫した為、自分の経営する会社の倉庫として利用したいと言うものです。5条6番と同時許可案件です。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第4号について補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（ 挙手なし ）

○議長（野村茂君）これより質疑を行います。議案第4号について質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村茂君) 質疑もないようですので、これより採決します。議案第4号について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(野村茂君) 全員挙手のため議案第4号の1件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

○議長(野村茂君) 次に、議案第5号農用地利用集積計画の承認について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(小石隆之君) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。議案は9ページになります。

賃貸借権設定に関するものについて、新規が2筆5, 985㎡。使用貸借権設定に関するものについて、新規が6筆6, 963㎡。更新が1筆1, 950㎡です。

地区は、黒屋、倉知、下有知、神野地区です。権利の設定を受ける者は、農事組合法人黒屋ファームでございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

○事務局課長補佐(小石隆之君)

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長(野村茂君) 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。議案第5号について質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村茂君) 質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第5号について、原案のとおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長(野村茂君) 全員の挙手を頂きました。議案第5号の農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することとします。

○議長(野村茂君) 次に議案第6号 農地改良許可申請について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(小石隆之君) 議案第6号 農地改良許可申請の承認について 農地改良指導要綱の規定により、下記の農地の申請がありましたので審議を求めます。議案は10ページになります。

1番の案件 位置図は17ページになります。申請地は、長良川鉄道 関下有知駅の北東470mほどに位置する畑、431㎡。申請地の南側が北側より30cmほど下がっており、一体で耕作を行うことができず不便であるため、下がっている部分に耕土を入れ、効率よく耕作をしたいというものです。改良期間は5ヶ月です。

1月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。

○事務局課長補佐(小石隆之君) 以上1件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長(野村茂君) 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村茂君) 質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第6号について、原案のとおり承認することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長(野村茂君) 全員の挙手を頂きました。議案第6号の農地改良許可申請について、を原案のとおり承認することとします。

○議長(野村茂君) 本日ご審議いただきました議案はすべて終了いたしました。以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

午前10時30分 閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長

_____ 印

15番

_____ 印

16番

_____ 印